第4回別府市行財政改革市民委員会 概要

- 1 日 時 平成24年11月15日(木) 13:00~
- 2 場 所 別府市役所 4 階 4 F 3 会議室
- 3 議事概略
- (1) 第3回委員会協議事項の評価について
 - ① 住宅使用料徴収率の向上 (評価) C
 - ② 下水道事業の健全化 (評価) A
 - ③ 情報活用能力及びセキュリティ意識の向上 (評価) B
 - ④ 公式ホームページの利便性の向上 (評価) B
 - ※ 評価について A:予定どおり取り組み成果があった

B:取り組んだが十分な成果が得られなかった

C:取組不足

- (2) 第3回委員会協議事項
- ①生活保護制度の適正化
- (市民委員) 別府市の保護率は、大分県内の他市、類似団体、別府市と類似した他の観光都市と比較しても非常に高くなっているが、その原因をどのように分析しているのか。
- (社会福祉課) 正式な分析は行っていない。現在、少しずつ分析を行っている。保護率が高い要因は、観光都市であるため、景気に左右されやすい第3次産

業に従事する方が多いこと、温泉を利用した療養施設が多くあることなどではないかと考えている。また、保護率の上昇に関しては、低年金や無年金の高齢者が増えたこと、平成20年の金融危機以降の雇用情勢の悪化と賃金の抑制により、若年層の生活保護申請が増加したことなどが原因と思われる。

- (市民委員) 別府市の生活保護申請者の傾向を教えていただきたい。
- (社会福祉課) 若年層の申請者が増加していたが、現在はある程度落ち着いている。 先ほどもお答えさせていただいた通り、雇用情勢の悪化が原因と考えて いる。
- (市民委員) 生活保護申請を審査する方法が緩やかで、別府市では生活保護を受給 しやすいとの理由から、要保護者が他市町村から流入しているというこ とはないか。
- (社会福祉課) 生活保護制度は国の基準により運用されており、地域によって審査に 差異はない。毎年、県監査等も受けており、適正な審査のもとに生活保 護認定を行っている。
- (市民委員) 他の観光都市と比較すると別府市の保護率は倍以上となっており、非常に高い状態であるが、生活保護の必要な方が別府市に転入しているということはないか。
- (社会福祉課) 他市町村からの流入(他市町村から転入して生活保護を受給開始した 人数)が多いかどうかは、他団体との比較ができていないので判断は難 しい。ここ数年については、多くないように思う。
- (市民委員) 改革項目は「生活保護制度の適正化」となっており、年度ごとの目標 効果額はレセプト点検による過誤調整額*43,000,000 円としているが、目標設定は妥当か。

<用語の説明> **レセプト点検による過誤調整額**

レセプト(診療報酬明細書)の内容点検により検出された誤った請求の調整金額であり、点検する主な項目は以下のとおり。

- ○固定点数の誤り:診療報酬点数の算定条件に当てはまらない請求の審査など。
- ○診療内容:傷病名に対して適正な診療内容であるかの審査など。
- ○資格:自立支援医療適用中のレセプト請求の審査など。
- (社会福祉課) 生活保護制度は、最後のセーフティネットとなっているため、一律で何件保護世帯を減らしていくといった目標を立てることは難しい。レセプト点検は、取組によって医療費の削減に効果があるとの判断で、目標数値を設定している。
- (市民委員) 担当課職員が自己の仕事に対してどれだけ努力をし、成果をあげたの

かが明確に判断できるように、目標設定が必要ではないかと思う。

- (市民委員) 稼働年齢層(15歳~65歳)に対する就労支援事業について、平成 23年度実績をみると就労実績56人、効果額20,465,000円となってい るが、効果額の意味について教えていただきたい。
- (社会福祉課) 就労支援によって生活保護受給者が就業し、新たに収入を得るように なったことで、削減できた生活保護費の総額である。(生活保護廃止になった場合も含む)
- (市民委員) 平成23年度の実績数値はレセプト点検による過誤調整額とのことだが、病院から送られてくるレセプトの誤りは、頻繁に起こりうるものなのか。
- (社会福祉課) 本来は、実際に治療した内容と病院から請求される診療報酬点数が合致していなければならない。しかし、病院によっては誤った請求をする場合があるため、レセプト点検を実施しなければならない。
- (市民委員) 病院が正しい請求を行えば、担当課が点検作業に労力をかけなくて 済むのではないか。病院側にも正しい請求をするように働きかけてい ただきたい。
- (市民委員) 就労支援事業で、20,465,000 円の効果額があがっているにも関わらず、実績数値には反映されていない。実績数値にあげてもよいのではないか。
- (社会福祉課) 今後は、実績数値に反映させたい。
- (市民委員) 扶養義務者一斉調査とは、どのような手法で行っているのか。
- (社会福祉課) 扶養義務者に対して、要保護者へ援助ができないかどうか文書を送り照会している。
- (市民委員) 遊戯施設への立入り調査をする場合、施設に対して事前に調査する 旨を伝えるのか。
- (社会福祉課) 事前に知らせることはない。
- (市民委員) 何人で行っているのか。
- (社会福祉課) 日程を分けて、ケースワーカー全員で行っている。

②使用料及び手数料の見直し

(政策推進課) 公共施設の使用料及び手数料の見直しは、市民生活に直結するが、受益者負担の観点から考え、市民からいただいている使用料及び手数料が適正なものであるかを検証することが必要と考えている。平成21年度に各課が所管する公共施設について、使用料収入と維持管理に係る経費について調査したところ、大部分の施設が維持管理に係る経費を使用料収入で賄えておらず、差額については、公費で補っている実態が明らか

- となった。しかし、この調査のみでは、市民の理解を得ることが難しい と判断した結果、当初の取組計画が遅れ見直しを実施できていない。
- (市民委員) 使用料及び手数料について国や県が基準を定めているということはないか。
- (政策推進課) 国や県の基準はなく、各自治体が独自に基準を定めているのが実態である。
- (市民委員) 利用者が負担すべき費用と、利用者に関係なく行政が負担すべき費用 は決まっていないのか。
- (政策推進課) その点に関しては、他市町村は概ね同じような基準を定めており、施設建設費及びその利息に関しては公費負担、施設の維持管理費については受益者負担としている自治体が多い。
- (市民委員) 他市町村と同様に基準を定め、使用料を改定していくとすればやることは決まっているのではないか。今後、どのように改革を進めていくのか。
- (政策推進課) まずは、使用料及び手数料の算定基準を定める必要があると考えている。平成23年度に他市町村の基準を参考にして素案を作成し、見直しを検討したが、使用料改定の算定根拠となる各公共施設の管理運営費や利用状況の把握が不十分であったため、現在着手している施設白書の完成後に使用料の算定基準を作成し、改定を行うように方針転換した。
- (市民委員) 公共施設の分類で保育園、幼稚園、高等学校等あるが、この場合の使用料とは何を指すのか。
- (政策推進課) 法定で負担率が決まっている保育料や授業料のことである。今後、市 民に負担増をお願いするのであれば、維持管理にかかっている経費を明 らかにするとともに、その経費が適正かどうかもしっかり検証していき たい。
- (市民委員) 公共施設ごとの収支計算書は作成していないのか。また、今後も作成 する予定はないのか。
- (政策推進課) 施設ごとに収支計算書を作成することはないが、施設白書では施設ご との歳入及び歳出について明らかにする予定である。
- (市民委員) 施設白書作成の対象となっている施設はどれくらいあるのか。
- (政策推進課) 160程度である。その施設の約6割は築30年を超えており、今後 改修が必要となってくる。しかし、対象施設すべてを改修し維持してい くのは、財政的に難しいため施設の統廃合も検討していきたいと考えて いる。

③補助金等の見直し

- (市民委員) 補助金の見直しは、平成19年3月に当時の別府市行財政改革市民委員会から「補助金の見直しに関する提言書」が提出されているにも関わらず、改革が進んでいない。取組が遅いのではないか。
- (政策推進課) 補助金の見直しは、予算査定の際に毎年行っているが、平成23年度 に別府市監査委員より「補助金の交付事務について」の中で再度指摘さ れている。取組が不十分であったと言わざるを得ない。
- (市民委員) 監査結果をみると実績報告書提出の遅延等、不備のある団体も見受けられるが、そのような団体に毎年補助金を支給し続けるのはおかしいのではないか。もう少しスピードを上げて改革を進めるべきではないか。
- (政策推進課) 予算査定の段階で補助金の見直しを行う従来の手法では、当初予算決定までの期間が短く、補助金を支給する相手方に十分な説明を行うことができず、 見直しを行うことが困難であった。平成24年度は監査の指摘を踏まえ、予算要求前の夏場に補助金の見直しを行った。
- (市民委員) 一般的に補助金は法令に基づくものを除いて臨時的、時限的に支給される ものだと考えるが、恒常的に支給し続けているケースがあるのではないか。
- (政策推進課) 義務的な要素を含むものについては、負担金として支給しているものも ある。
- (市民委員) 平成22年度と平成23年度の補助金総支給額を比較すると、結果的に 増額となっている理由を教えていただきたい。
- (政策推進課) 見直しを行ったが、新規及び拡大した補助金もあり、結果的に増額となった。
- (市民委員) 監査結果をみると、繰越金が 10,000,000 円を超える団体が複数あるようだが、そのような団体に補助金を継続的に支給する必要があるのか。
- (政策推進課) 今後精査をし、是正していきたい。
- (市民委員) 補助金交付要綱を定めている場合と、定めていない場合があるのはなぜか。
- (政策推進課) 通常、補助金は別府市補助金交付規則に基づいて支給される。しかし、 補助金の種類や内容によっては個別に要綱を定める場合がある。
- (市民委員) 補助金の見直しを図る方針は理解したが、具体的にどのように見直すの かを教えていただきたい。
- (政策推進課) 市民にとっては、補助金の廃止及び減額を行い、削減額を示す方法が一番わかり易いやり方であると思う。しかし、担当課としては削減ありきのではなく、補助金の効果を検証し、効果のあがっていないものについては、改善策を見出していくことも見直しの方法であると考えている。ただし、恒常的に支給し続けてきた補助金をサンセット方式で期限を区切った支

給方法に変更する、効果がない補助金については廃止する等の見直しは、 当然行っていきたい。

(市民委員) 補助金を一律で何パーセント削減すると決めて見直す方が、より効果的 のように思える。補助金は基本的に 0 円という考えに立ち返って改革を進めていただきたい。

(政策推進課) 民意を尊重しつつ、様々な手法を検討して改革を進めたい。

④公会計の整備

- (市民委員) 貸借対照表における公共資産の不動産額について、説明していただきたい。
- (政策推進課) 土地は基本的に取得価格である。国が示している地方公会計制度では、 段階的に再調達価格に置き換えていくように示されている。現在、別府市 においても、その作業を行っている。最終的には全ての土地及び工作物を 台帳管理し、再調達価格に置き換えることを目指している。
- (市民委員) 国が地方公共団体に対して、新地方公会計財務諸表を作成するように指示した理由は何か。
- (政策推進課) 国は、地方公共団体が資産と債務の両方を圧縮し、「小さな政府」(効率的な運営)を目指すべきとの方針であり、適正な資産と債務の把握をするために、新地方公会計財務諸表の作成を求めた経緯がある。

また、今後は民間から資金調達をする際に、市の財政状況を示す資料としても必要となってくる。

(市民委員) 他市町村との財政状況の比較は、どうなっているのか。

(政策推進課) 全国の地方公共団体の決算状況を統一的に比較するために、「地方財政 状況調査(決算統計)」というものがある。これは、毎年定期的に実施さ れる地方財政統計の中で最も基本的なもので、その結果は集計・分析の上、 「地方財政の状況(地方財政白書)」として毎年度、国会に報告されてい る。また、大分県も、県内の市町村決算の概要として公表している。土地 などの取得価格については、この調査の数値をもとにしている。

(市民委員) 別府市の財政状況については、どのように公表しているのか。

(政策推進課) ホームページや市報でなるべく分かり易いように公表している。